



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 トーソー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大槻 保人
(コード番号 5956 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 前川 圭二
(TEL. 03-3552-1211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 75 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 30 条（取締役の責任免除）第 2 項を新設するものであります。

なお、定款第 30 条（取締役の責任免除）第 2 項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新設)	(取締役の責任免除) 第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日（木）
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

以 上